



常盤だより6月号

令和6年 6月

警察署 0283-24-0110

駐在所 0283-85-2000

SNS型投資・ロマンス詐欺被害急増中！

～ どんな手口？ ～

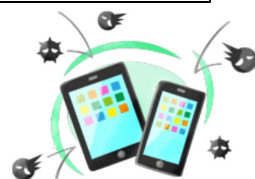
SNS(インスタグラム・フェイスブック等)

有名人を騙る投資サイト
(絶対もうかる)

マッチングアプリ等
(外国人・交際要求)



グループライン等に誘われる



◎他人名義の口座へ送金

- ・口座からの出金手数料
- ・ウィルス対策料
- ・保証料

振込み要求

急に連絡が取れなくなり、被害が発覚

◎海外の口座などへ送金

- ・日本へ行く旅費として
- ・病気の治療費
- ・税関通送料

令和5年に46件、被害額約6億9千万円の被害！

- 危機意識を持ってください
SNS等に出てくるWEB広告に、有名人、著名人が使われていたり、「絶対もうかる」といった表示をされていたりすれば、それは「絶対に詐欺だ」と疑ってアクセスしないでください。
- 一度も会ったことのない人にお金を渡さないでください
暗号資産や金融商品の取引は金融庁の登録が義務化されています。個人名義の口座に振り込まないでください。
- 安易に誘いには乗らないでください
儲かる投資と言われても、皆さんの知っている最寄りの金融機関や警察などに一度確認をしてください。



不法滞在・不法就労防止にご協力ください

不法就労とは、①不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと、②働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。です。



令和6年1月1日現在、日本における不法残留者数は7万9,113人！
令和5年1月1日現在に比べ、8,622(12.2%)増加しています。

外国人を雇用するときは、パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を！

(罰則)

- 事業活動に関し、外国人に不法終了活動をさせた者(入管法第73条の2)
⇒ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
- 退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者をかかまう等の行為をした場合(入管法第74条の8)
⇒ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する

